

# 資料 4.

## 法定相続情報証明制度の条文（不動産登記規則）

### 改正不動産登記規則 27 条の 6

法定相続情報一覧図つづり込み帳には、法定相続情報一覧図及びその保管の申出に関する書類をつづり込むものとする。

### 改正不動産登記規則 28 条の 2

六 法定相続情報一覧図つづり込み帳 作成の年の翌年から五年間

### 改正不動産登記規則 37 条の 3

表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、その相続に関して第二百四十七条の規定により交付された法定相続情報一覧図の写しを提供したときは、当該写しの提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

### 改正不動産登記規則 247 条

- 1 表題部所有者、登記名義人又はその他の者について相続が開始した場合において、当該相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときは、その相続人（第三項第二号に掲げる書面の記載により確認することができる者に限る。以下本条において同じ。）又は当該相続人の地位を相続により承継した者は、被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、申出人の住所地又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対し、法定相続情報（次の各号に掲げる情報をいう。以下同じ。）を記載した書面（以下「法定相続情報一覧図」という。）の保管及び法定相続情報一覧図の写しの交付の申出をすることができる。
  - 一 被相続人の氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日
  - 二 相続開始の時ににおける同順位相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄
- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を内容とする申出書を登記所に提供してしなければならない。
  - 一 申出人の氏名、住所、連絡先及び被相続人との続柄
  - 二 代理人（申出人の法定代理人又はその委任による代理人にあってはその親族若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条の二第三項に掲げる者に限る。以下本条において同じ。）によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名